

京都大学人事審査委員会規程及び国立大学法人京都大学教職員懲戒規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学人事審査委員会規程</b> (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>理事(人事担当)</u></p> <p>(2) <u>理事(法務担当)</u></p> <p>(3) 教育研究評議会評議員 若干名</p> <p>(4) 部局長 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>人事担当の理事</u></p> <p>(2) <u>教員制度担当の理事</u></p> <p>(3) 教育研究評議会評議員 若干名</p> <p>(4) 部局長 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>
<p><b>国立大学法人京都大学教職員懲戒規程</b> (平成16年達示第86号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(懲戒審査特別委員会)</p> <p>第5条 評議会は、案件ごとに、懲戒審査特別委員会を設置し、審査に当たらせる。</p> <p>2 懲戒審査特別委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、第1号の者を委員長とする。</p> <p>(1) <u>法務担当理事</u></p> <p>(2) 評議員 5名程度</p> <p>3 前項第2号の委員は、評議会の議を経て、総長が指名する。</p> <p>4 前項の指名を受けた者は、評議員の任期が到来した後も、案件の審議が終了するまで、委員の職務を行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(懲戒審査特別委員会)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 懲戒審査特別委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、第1号の者を委員長とする。</p> <p>(1) <u>教員制度担当の理事</u></p> <p>(2) 評議員 5名程度</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月11日から施行し、平成20年10月1日から適用する。</p>